

## 第二号被保険者にかかる届出について

**Q1** 第三号被保険者とはなんですか？

**A** 厚生年金や共済組合の加入者(第二号被保険者)である夫(妻)に扶養されている、二十歳以上六十歳未満の妻(夫)を国民年金の第三号被保険者といえます。加入手続きは、第二号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

**Q2** 第三号被保険者の届出をする時、配偶者(厚生年金・共済組合加入者)の保険料の負担が増えるのではないのでしょうか？

**A** 第三号被保険者の保険料は、配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みになっています。

したがって第三号被保険者の届出をしても、その配偶者の保険料の負担が増えるわけではありません。



**Q3** 離婚等により第三号被保険者でなくなったときの届出はどう行うのですか？

**A** 市町村の国民年金担当窓口で行います。

- ・年金手帳
- ・被扶養配偶者でなくなった日を認める書類(健康保険・厚生年金等資格喪失証明書など)
- ・認印(本人が署名する場合は不要)をご持参ください。

**Q4** 夫が退職すると届出が必要ですか？もし届出をしないと困ることがあるのですか？

**A** 届出が必要です。ご主人が会社をやめると、第二号被保険者から第一号被保険者となり、また、あなたも第三号被保険者から第一号被保険者となります。届出をしないと、将来年金が受けられなくなったり、減額されたりする場合があります。忘れずに国民年金係の窓口に届出をしてください。

### コザ年金事務所の電話受付が、自動音声へ変更になります。

コザ年金事務所では、お電話による年金相談やお問い合わせにかかる「お客様サービス」の向上を図るために、平成26年10月27日(月)から『自動音声対応システム』を導入しています。

これは、お客様のご用件に応じて担当部署に直接お電話をおつなぎするよう、音声で電話機の操作を案内するものです。コザ年金事務所へお電話する際には、「自動音声案内の流れ」をご参照ください。

#### 自動音声案内の流れ コザ年金事務所 ☎098-933-2267

自動音声案内に従って、ご希望の相談内容の番号を押してください。

<b>1</b>	年金の請求・受取・相談のご予約	<b>1</b> 一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつなぎします。
		<b>2</b> 年金相談の予約や、そのほかのご用件、または職員にご用の方	お客様相談室
<b>2</b>	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	国民年金課	
<b>3</b>	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	厚生年金適用調査課	
<b>4</b>	健康保険・厚生年金保険の保険料のご相談	厚生年金徴収課	
<b>0</b>	もう一度メッセージをお聞きになるとき		
	ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先が不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。		

※ご案内の途中で番号を押すときは、1回目の番号を押したあと、少し間を空けてから2回目の番号を選択してください。

**【受付時間】** 平日(月～金) 午前8:30～午後5:15 ※土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長は、週初の開所日 午後5:15～午後7:00 週末相談は、第2土曜 午前9:30～午後4:00 詳しくは、コザ年金事務所へお問い合わせください。